

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告

意見書

令和4年3月10日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

原告の令和4年2月15日付け意見書及び同年同月22日付け意見書に対し、次のとおり主張する。

1 専門委員の業種

原告は、令和4年2月15日付け意見書にて、専門委員の業種として、計装関係者が適切であると意見する。

しかし、計装は、主として生産プラント設備やビル空調等設備を制御するための装置であり、本件のような土木工事の振動騒音計測とは分野が異なる。

る。

また、計装の専門家は、あくまでも装置というモノの専門家であり、振動騒音測定というサービスの専門家ではない。

したがって、専門委員の業種として、計装関係者は不適切である。

2 振動・騒音の評価方法

原告は、令和4年2月22日付け意見書第1、2において、「騒音・振動のピークを捉えることや瞬間的な振動や騒音を測ることが検証できなければ、…サイレントロボの仕様書等で想定している機能を実現できない」と意見する。

しかし、サイレントロボは、特定建設作業における騒音・振動が、振動規制法等の法規制内に収まっているか監視するシステムであり（乙4）、法規制において、騒音・振動のピークを捉えることや瞬間的な振動や騒音を測ることは要求されていない。

したがって、原告の上記意見は、不適切である。

以 上